

要綱(骨子)第一に該当し得る事案について (長期・多数回の審理を避けるための方策とその問題点)

① 公判前整理手続で証拠を絞り、審理期間の長期化等を避ける。

(問題点)

事案・争点の内容によっては、必要最小限の証拠だけでも膨大なものとなり、長期・多数回の審理とならざるを得ない場合がある。

② 区分審理制度を活用し、一つの事件についての審理期間の短縮等を図る。

(問題点)

事案によっては、犯罪の証明に支障を生ずるおそれや、被告人の防御に不利益を生ずるおそれがあるなど、区分審理決定ができない場合がある(裁判員法第71条第1項ただし書)。

③ 弁論を併合せずに審理を行うことにより、一つの事件についての審理期間の短縮等を図る。

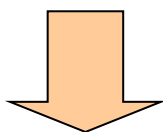
(問題点)

被告人の併合の利益や証人の負担等を考慮すれば、併合審理が望ましい場合も多い。
弁論を分離しようとする場合、事案・争点の内容次第(証拠の共通性等)では、犯罪の証明に支障が生じるおそれがある場合等もあり得る。

④ 検察官の訴追裁量によって訴因を絞り、審理期間の長期化等を避ける。

(問題点)

例えば、無差別大量殺人の事案で、長期・多数回の審理を避けるとの視点のみから、うち数名の被害者の分のみを抽出して訴追することは、刑事訴訟の真相解明機能や被害者の心情の観点からは妥当でない場合がある。



上記のような各方策を検討しても、著しく長期・多数回の審理を避けられない場合が、要綱(骨子)第一の対象となり得る。